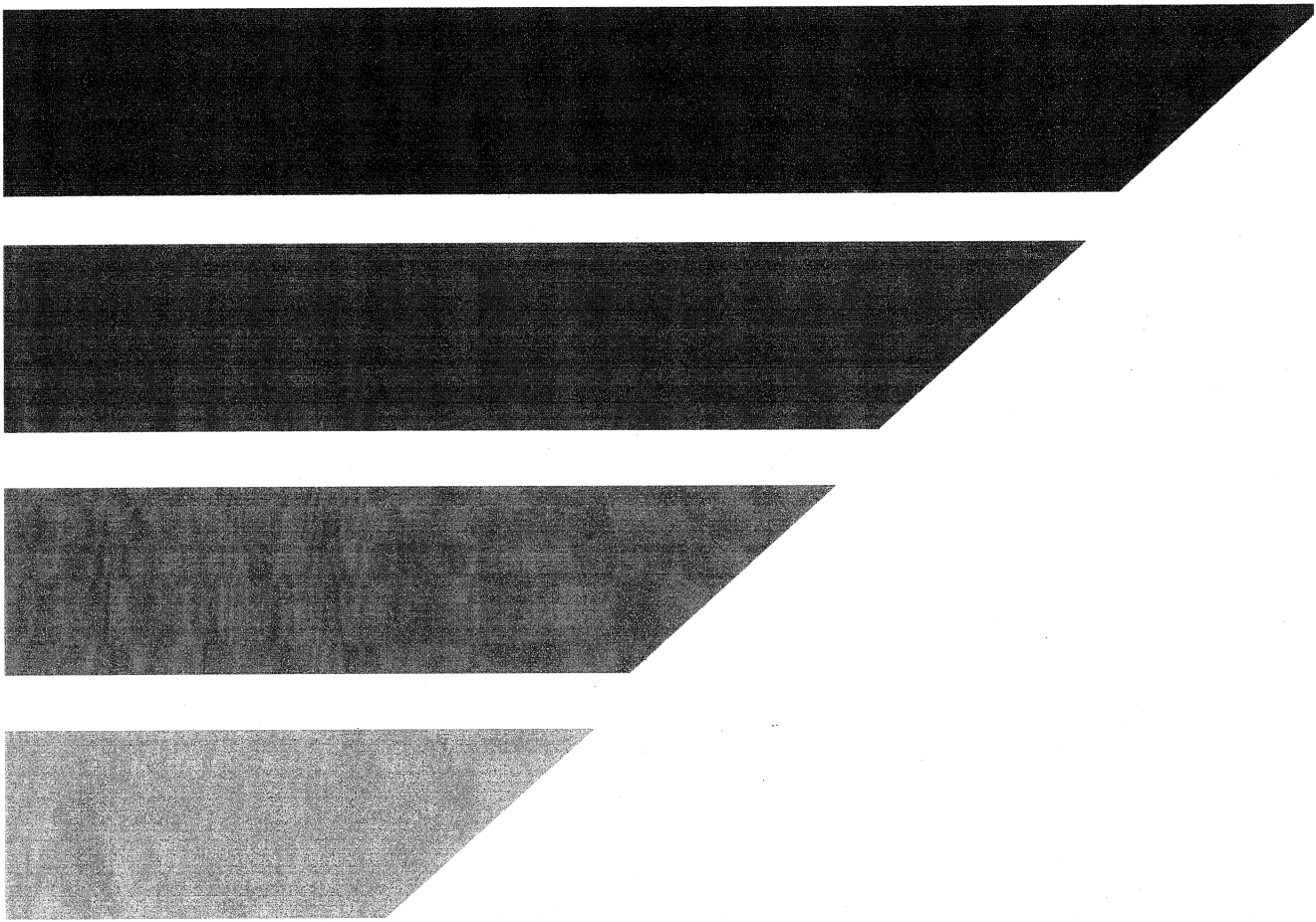




公務員試験
合格講座

入門講義 法律

紺野講師



2025年度 入門講義 法律

作成者 紺野 健老

第1部 憲法

1 憲法とは何か

憲法は、国民の基本的な権利（人権）や国の統治の在り方について定めた「**国家の基本法**」である。
 「日本国憲法」（全103条）は、大きく3つの分野から構成される。
 ・総論部分：前文・天皇（1～8条）・戦争放棄（9条）・憲法改正（96条）について規定
 ・**基本的人権**：憲法上、国民に保障された権利（10～40条）を規定
 ・**統治**：国会（41～64条）・内閣（65～75条）・司法（76～82条）・財政（83～91条）・地方自治（92～95条）などの**組織・制度について規定**（41～95条）

2 憲法の位置づけ

憲法は、**国の最高法規**で国家の基本法である。

法の効力：憲法 > 条約 > **法律（国会が制定）** > 命令（国の行政機関が制定） > **条例（地方公共団体の議会が制定）**

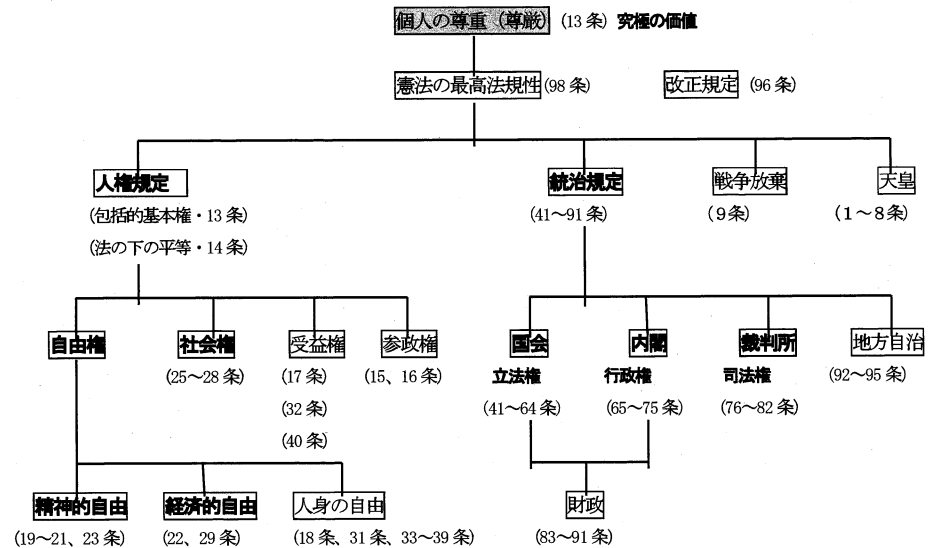
日本国憲法 98条1項

「この憲法は、**国の最高法規**であつて、その条規に反する法律、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、**その効力を有しない**」

例) 女性専業主婦法（法律） → 憲法14条（法の下での平等）に反し（**違憲、無効**（認めない））

※憲法が法の中で一番力が強い。よって、**憲法の規定に反する、矛盾する法律や命令等は無効**。「女性専業主婦法」という法律自体は国会で定めることは可能（原則として、衆議院、参議院で出席者の過半数の賛成で成立）だが、憲法14条の「法の下での平等（性別で差別してはいけない）」に明らかに反する内容なので、このような法律を制定しても**無効**（法として認められない）。

★日本国憲法の構成 ※太字の箇所が試験対策上重要



3 日本国憲法の意義・特徴

憲法とは国家権力を拘束して、国民の権利・自由を守る（保障する）法をいう。

→国家権力は「憲法」に拘束され、国家権力は「憲法」に従って行使されなければならない（**立憲主義**）。

∴国家権力の行使・濫用によって、国民の権利や自由が侵害されることを防ぐ。



憲法によって、国民の権利・自由を具体化したものが「**人権**」（基本的人権）である。

◎人権の種類 ※しっかり目を通して下さい。

人権の性質	人権の種類（「日本国憲法」に明記されている権利）10～40条
基本的人権の原則・規定	<ul style="list-style-type: none"> 基本的人権の本質（11条） 権利・自由に伴う義務と責任（12条） ◎権利の保障と公共の福祉による限界、幸福追求権（13条） ◎法の下での平等（14条）
◎自由権 → 国家の干渉の排除を求める権利をいう	<ul style="list-style-type: none"> ◎【精神的自由権】※判例頻出（特に2番目と3番目） ・思想・良心の自由（19条） ◎信教の自由（20条） → 「政教分離原則」制度を保障 ◎集会・結社・表現の自由・検閲の禁止（21条） ・学問の自由（23条） → 「大学の自治」制度を保障 【経済的自由権】 ・居住、移転の自由（22条） ◎職業選択の自由（22条）※職業選択の自由（営業の自由）含む ◎財産権（29条） → 「私有財産制度」を保障 【身体的自由権】（人身の自由） ・奴隷的拘束・苦役からの自由（18条） ・刑事裁判の基本原則（31条・39条） ・被疑者、被告人の権利（33～38条）
受益権（国務請求権） →国家に対し、基本的人権が侵害された際に、 救済行為を要求できる権利	<ul style="list-style-type: none"> ・請願権（16条） ・国家賠償請求権（17条） → 「国家賠償法（全6条）」で具体化 ・裁判を受ける権利（32条） ・刑事補償請求権（40条）
◎参政権 → 国民が政治に参加する権利 （外国人には保証されない権利）	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の選定罷免権（15条） ※「成年者」による普通選挙を保障 ・憲法改正に対する国民投票権（96条） ・地方特別法に対する住民投票権（95条） ・地方公共団体の長、議会の議員等の選挙権（93条）
◎ 社会権 →国民が国家に対して、 諸条件の確保を国に求める権利	<ul style="list-style-type: none"> ◎生存権（25条） → 生活保護などの実施 ・教育を受ける権利（26条） ※義務教育の無償 ・労働の権利（27条） →労働三権：「団結権」「団体交渉権」「団体行動権（争議権）」
国民の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに教育を受けさせる義務（26条） ・勤労の義務（27条） ・納税の義務（30条）

※法律や条例などは、国民や住民に義務を課することが多い。他方、**憲法（人権規定）**は、「国民」に対して、さまざまな権利を保障し、「国家」に対して、さまざまな義務を課す法である。

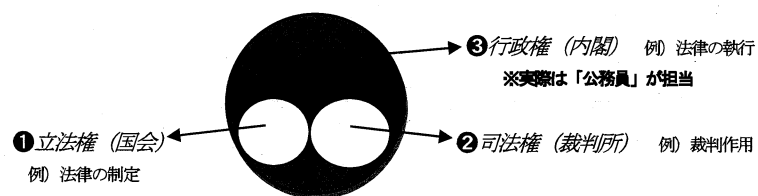
4 権力分立

日本国憲法は、国民に対して基本的人権を保障している 例) 信教の自由、表現の自由など

この人権を国家が不当に侵害しないように、憲法は国家権力を制限するために国家権力を三権(立法権・行政権・司法権)に分け(権力分立・三権分立)、それぞれの組織や制度について規定している。

- ①立法権(国会) = 一般的抽象的な法規範(法律)を制定する作用 ※憲法41~64条
- ②司法権(裁判所) = 具体的な争訟事件につき、法を適用して解決する作用 ※憲法65~75条
- ③行政権(内閣) = 国家の作用—立法権+司法権(控除説) ※憲法76~82条

国家の作用(権力分立)



第2部 行政法

1 行政法とは?

「行政法」という名前の統一の法律は存在しない ※「憲法」や「民法」との違い
 ・多種多様な行政活動を一つの法律で網羅的に規定するのは事実上極めて困難である。

「行政法」とは、①行政の組織(「お役所」、「公務員」の制度など)や、②行政活動(行政の国民へのアプローチ)、③行政の統制などについて規律(ルール化)した複数の法律の総称をいう。

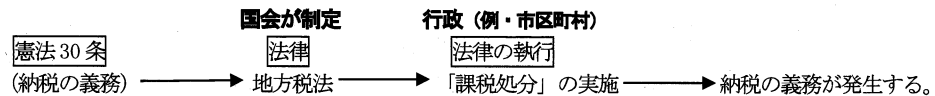
※現在、日本には約2600の法律が存在するが、そのうち1900は行政に関わる法律である。

2 行政の役割—「法律の執行」の例

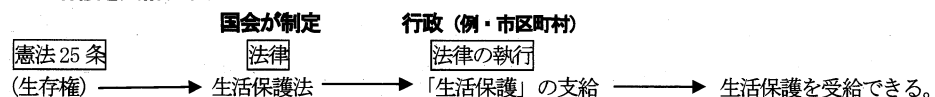
国民の代表である「国会」が制定した法律の内容を、行政が執行(実現・具体化)する。

★法律の執行の具体例

<税金を徴収するケース>



<生活保護を支給するケース>



3 行政はどのような活動を行なうのか?

(1) 給付行政(授益行政)

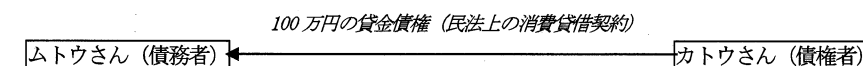
国民の福祉の実現・増進の目的から、**国民に財、役務、情報等の給付をする**行政活動をいう。
 例) 生活保護の支給・子育て支援・補助金の交付・道路や公園等の整備・学校教育施設の拡充など

(2) 規制行政(侵害行政)

社会秩序の維持・危険防止の目的から、**私人の権利・自由に対して規制を加える**行政活動をいう。
 例) 税金の徴収(課税処分)・営業免許の取消し、停止処分・交通違反の取り締まり・違法建築物の除却命令など

4 義務を履行しない場合、どうなるか?

(1) 私人間の法律関係のケース



債務者であるムトウさんがお金を返さない場合(債務不履行)、債権者のカトウさんは、

①裁判所に「**貸金返還請求権の訴え**」(民事訴訟)を提起し、判決を待つことになる。

↓

原告のカトウさんは勝訴したが、相変わらずムトウさんがお金を返済しない。

↓この場合、カトウさんは、

②裁判所に「**強制執行の申立て**」を提起する。

裁判所は、カトウさんの財産に対して**強制執行を行なう(民事上の強制執行)**。

(例・ムトウさんの財産を差押える。→差押えた財産を競売する。→競売代金からカトウさんは債権額相当分を回収する)。

★ポイント

- ・カトウさんは自ら取り立てる(強制執行)ことはできない(自力救済の禁止)。
- ⇒カトウさんは裁判所に訴えて、判決をもらい、**裁判所によって**取り立ててもらわなければならない。

(2) 行政上の法律関係のケース



地方税法

↓法律の根拠

①課税処分

(行政行為)

→②税金を納めない

(義務の不履行)

納税の義務が発生

国税徴収法

↓法律の根拠(こっちは別途必要!)

→③**行政上の強制執行(強制徴収)**により行政行為の内容を実現

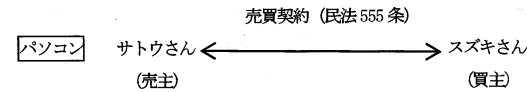
★ポイント

- ・民事上の強制執行との違いは、**裁判所の助力なしに行政庁自ら取り立てることができる**点である。
- ・行政上の強制執行の例としては、他に「**代執行**」などがある(例・違法な建物撤去しないときに、行政が第三者(例・解体業者)を使って、建物を強制的に撤去する)。

第3部 民法

1 民法とは？

民法は、社会生活における私人と私人の関係を規律する法律（私法）をいう（全1044条）。



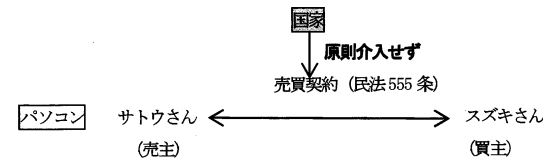
【民法 555 条】

「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」

2 民法の基本原則—私的自治の原則

私法上の法律関係については、個人が自由意思に基づき、自立的に形成することができるとする原則である（具体的内容としては、「**契約自由の原則**」などが挙げられる）。

∴個人は合理的思考に基づき、自らの判断で行動できるから



3 物権と債権

(1) 物権とは？

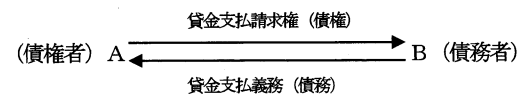
物権とは、物に対する支配権をいう。物権は債権と異なり、直接性と排他性を有する。

→物権の典型は、「**所有権**」である。所有権は使用・収益・処分ができる（**完全物権**）。

(2) 債権とは？

債権とは、特定の人に対する特定の行為の請求権をいう。特定の行為の履行を請求できる権利を有する人を「**債権者**」、特定の行為を履行する義務を負う人を「**債務者**」という。

例) AがBに1000万円を貸した（消費貸借契約）



・物権はすべての人に対して主張できる（**物権の絶対的効力**）。これに対し、債権は特定の人（債務者）に対して、特定の行為を請求できるだけである（債権の相対的効力）。

→行為請求とは、たとえば、1000万円の金銭債権なら「AはBに対して、1000万円を支払え」ということである。

◎債権・債務は、「**契約**」など（例・**売買契約、賃貸借契約、請負契約**など）によって発生する。

◎債務を履行する義務があるにも関わらず、債務者が義務を履行しない場合を「**債務不履行**」という。

→「債務不履行」の場合、一定の要件を満たせば**契約の解除**や、**損害賠償の請求**などが可能となる。

～自己紹介～

名前 : 紺野 健老 (こんの けんいち)

担当科目 : 法律系科目 (憲法・行政法・民法)、行政学、社会科学、論作文、面接対策などを担当。

講師歴 : 10年以上 (EYEでは2012年から講義を担当)。

出身 : 埼玉県さいたま市出身。

趣味 : 食べ歩き、カフェ巡り、海外旅行、野球 (大の巨人ファン。大学、高校野球も大好き)、サッカー (浦和レッズと日本代表を応援)、大相撲観戦、ディズニーランド (好きなキャラはダンボ)、カラオケ (年に1回オールします)、歴史 (かなりの歴オタ)、インスタなど。

関心事項 : 雇用問題、災害対策、今後の埼玉県、さいたま市の発展など

好きな言葉 : 「我が道一つをもって是を貫く」、「無理は人の心が作り出すもの」

経歴 : 在学中に公務員試験に合格し、数年間公務員として勤務。国家I種 (現・総合職) の法律職、II種 (現・一般職)、埼玉県地方上級に最終合格。退職後は、公務員の受験経験、実務経験を活かして公務員試験対策の講義および受験指導などに携わり現在に至る。

講師を始めたきっかけ

: 漠然とはあるが、高校生の頃から塾の先生になりたいと思っていた。そう思ったのは、大学受験のときにすごくお世話になった塾の先生の影響を強く受けたことによる。中学時代に落ちこぼれて、いわゆる「進学校」ではない高校に進学した自分をその先生は見下したり、出来ないと決めつけずに本気で合格させようとして引っ張って下さった。その先生のように、目標に向かって頑張っている受験生を全力でバックアップしたいと思い、受験指導を始めて現在に至っている。

公務員をめざした理由

: 大学入学後は外交官になりたいという漠然とした思いはあったものの、特に明確な将来設計もなくサークルの運営、アルバイト等に明け暮れていたが、大学3年生のときに埼玉県が主催した「埼玉県青年洋上大学」(船で中国を訪問し、中国の大学生、社会人たちと交流)に参加した際に、県の国際交流課の職員たちの奮闘振りを見て感銘を受けて公務員の道をめざすことにした。

最後に…: **公務員試験に合格するために必要なのは、才能やいわゆる自頭の良さではありません。また、出身大学がどこか、学部がどこか、新卒か既卒であるかも関係ありません。**

公務員試験は努力が報われる試験です。

①「絶対合格するぞ!」という強い思いを持ち続けること。

→自分自身を過少評価しない、最初から無理だと思わない、目標を高く持つこと!

②「受験」勉強をすること。

→出題傾向や問題のクセを把握する、試験に必要な情報を収集する、問題を解く力や必要な知識をインプットする時間を取るなど (講義に出るだけ、きれいなノート作りだけで満足しないこと!)

③受験勉強を一定期間続けていく「継続性」

→特に、③の**継続性はとても一番大事だと言えるでしょう** (公務員試験に限らず、何事も続けることは容易ではありませんが、物事を成すためには必要不可欠な要素です)。

以上の3つがあれば、必ず合格への扉は開かれます。

コロナ禍もあって大変ですが、最終合格を目指して一歩ずつ頑張ってください!

補足 公務員試験について

1 公務員の種類・主な試験内容 ※②の試験実施日は2023年度による。

(1) 国家公務員

①採用方法

省庁別採用（以下の官庁のどこかに採用され、所属する）

→会計検査院・人事院・内閣府・金融庁・警察庁・防衛省・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省など

②主な試験内容 ※国家総合職と国家一般職は、2次試験の面接とは別に、「官庁訪問」（省庁別の採用面接のこと）がある。

- ・**国家総合職**（職種：政治国際、法律、経済、人間科学、工学、化学など）※4月9日実施
→本省採用（例・文部科学省、経済産業省）が中心。将来の幹部候補。全国転勤、海外もあり得る。
- ・**国家一般職**（職種：行政、機械、土木、建築、物理、化学、農学など）※6月11日実施
→本省採用と出先採用（例・さいたま職業安定局、東京税関、大阪入管など）がある。行政の場合は、北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・四国・九州・沖縄の区分で試験が実施される。
- ・**国税専門官**、**財務専門官**、**労働基準監督官** ※6月4日実施
→いわゆる「**国家専門職**」。国税専門官は国税局や税務署で、税金に関する調査、検査、指導などを行う専門職で研修制度が充実している。また、女性の採用に積極的である。合格者も多く（約3000人）、易化傾向にある。
- ・**裁判所職員**（裁判所事務官・家庭裁判所調査官輔）（総合職・一般職）※5月13日実施
→各裁判所や家庭裁判所に配属される。家庭裁判所調査官輔は総合職のみで難関の試験である。
※他に「自衛隊幹部候補生」「外務省専門職員」「航空管制官」「防衛省専門職員」「国会図書館職員」「衆議院事務局職員」「議院事務局職員」「法務省専門職員（矯正心理専門職・法務教官）」「皇宮護衛官」「入国警備官」などの採用試験が存在する。

(2) 地方公務員

①採用方法

都道府県、市区町村別採用。※警察官は都道府県、消防官は市区町村で採用・配属される。

②主な試験内容

- ・**道府県（地方上級）** ※6月18日（A日程）が中心（北海道など一部例外アリ）
- ・**東京都** ※4月30日実施
→I類A、I類B一般方式（行政・土木・建築・機械・電気など）、I類B新方式（行政・土木）
※専門科目が記述式（I類B一般方式の行政は10科目中3科目選択）である。I類B新方式（行政）は専門科目がない。
- ・**東京23区特別区** ※4月30日実施。採用は23区別（最終合格後に江戸川区を除いて、各区ごとに採用面接がある。）
→I類一般方式（事務、福祉、衛星監視（化学）、土木、機械、心理など）、I類土木・建築新方式
※採用数、合格者数が多い（約2000人）。女性は2次面接で落ちる人が少ない。教養論文の対策が不可欠（ウェイト高い！）
- ・**政令指定都市** ※6月18日（A日程）が中心。一部を除いて、府県と政令市は試験日が同じ
→人口50万人以上の都市（札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、岡山市、相模原市、熊本市）
- ・**政令市以外の市町村**
→主に、**A日程**（6月第4日曜日実施）、**B日程**（7月第4日曜日実施）、**C日程**（9月第3日曜日実施）で実施されるが、これ以外の日程で実施する市町村も少なくない（1月採用など）。
※詳細は「受験ジャーナル市役所特集」（実務教育出版）、各市町村のHP等で、日程・試験内容等について調べておくこと。
※市役所は、①「教養科目のみ」、②「教養科目」＋「専門科目」、③「専門科目のみ」がある。また、これ以外にも**民間企業のような試験形態（SPI試験、適性試験など）を実施する市町村も近年増えている。**←注意！

- ・**警察官** ※5月、7月実施が多い。警視庁は4月29日実施。2回以上受験できるところもある。
→都道府県別採用（警視庁と各都道府県警）。警察官と警察事務がある。**警察官は「教養科目のみ」がほとんどだが、警察事務は「教養科目」＋「専門科目」を課しているところが多い。**
警察官試験では、「教養科目」以外に論作文、適性検査、身体・体力検査を課される。
- ・**消防官** ※試験日程は市役所試験と同時に実施するところが多い。東京消防庁は5月14日実施
→市町村別採用。東京消防庁はI類・II類（消防官）以外に少数だが「専門系」や「I類・II類事務」も募集している。
消防官試験では、一部の自治体を除いて「**教養科目のみがほとんどである。**東京消防庁は自然科学からの出題が多い。**筆記試験は警察官より難しい。**「教養試験」以外に論文試験、適性試験、身体・体力検査などがある。

2 公務員試験の出題科目

(1) 筆記試験（五肢択一式のマークシート試験が中心）※出題科目・出題数・試験時間は受験先により異なる。

①教養科目 ※全職種共通問題

知能系 ※国家総合職・一般職、東京都、特別区はウェイトが高い。

○文章理解（英文・現代文）

◎**数的処理**（判断推理・数的推理・空間把握・資料解釈）→ヤマ！ 出題数も多い

知識系 ※全問必須解答と選択解答のところがある。

・社会科学（政治・法律・経済・社会）→専門科目（行政職）と多くがわかる

・人文科学（日本史・世界史・地理・文学芸術・思想・国語）

・自然科学（数学・物理・化学・生物・地学）

○時事（社会事情）→東京都や特別区、横浜市などは出題多い、論文や集団討論、面接でも聞かれることがある。

②専門科目 ※職種ごとに異なる。以下は行政職（事務職）の内容である。

法律系

◎**憲法**、◎**行政法**、◎**民法**が中心。＋刑法、労働法、商法、国際法などを出題するところがある。

経済系

◎**経済学**（ミクロ経済・マクロ経済）、◎**財政学**が中心。＋経済政策、経済事情、経済史などを出題するところがある。→経済がヤマ！ 出題数も多い（特に国家一般職、特別区、地方上級関東型など）

行政系（学系）

◎**政治学**、◎**行政学**、◎**社会学**、◎**経営学**が中心。＋社会政策、国際関係、社会・労働事情などを出題するところがある。←単純暗記が中心！ 短期間で合格レベルに持っていきける。

その他

英語、会計学、心理学、教育学などを出題する受験先もある（例・国家一般、国税専門官）

※受験先により、全問必須解答（地方上級全国型、市役所など）、選択解答（例・50問中40問を選択する：地方上級関東型・中部北陸型、特別区など）、科目別選択（例・16科目から8科目を選択する：国家一般職、国税専門官など）がある。

※近年、上記①②以外にも民間企業で実施されるような試験（SPI、適性試験）を課す自治体（特に市役所）が増えている。

(2) 論文・作文 ※1次試験で実施する場合（東京都、特別区など）と2次試験で実施する場合（国家、埼玉県など）がある。

(3) 人物試験 ※近年重視の傾向！ 通常は1～2回だが、市役所の中には3回以上実施するところもある。

◎個別面接はどこでもあり。＋集団面接、○集団討論。他にプレゼンテーションやグループワークなどを実施するところもある。

(4) 適性試験

性格適性検査、クレペリン検査など

P 1 1

・人権

日本に住む外国人・法人（例・会社、大学）
にも一応保障される。



権利の性質上、保障されない権利がある

P 1 2

◎国会＝国民の代表（機関）

∴国会議員（衆議院・参議院議員）
は、国民が直接選挙で選出

法律→国民をしばるものが多い。

例) さいたま市の条例

→さいたま市議会（住民の代表）によって制定

条例→住民をしばるものが多い。

P 2 3

法律や条例との違い。

P 2 3

・人権

ただの権利ではない。

国の最高法規である日本国憲法で
あえて保障しているすごく重要な権利。

P 3 ③行政権

例) 住民票の交付

P 4 3

サービス

と

規制 ←ときには、強制力を使って
目的を達成する。

すべては「公益の実現」のため。

P 5 2

◎私的自治の原則

自分のことは自分で決める。

◎契約（売買契約など）

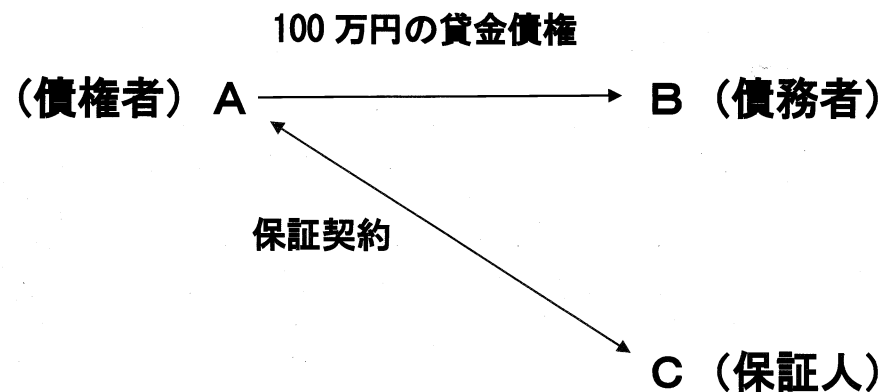
- ・ 両者対等が前提
- ・ 両者の合意で成立

P 5 債権の確実な回収手段：

① _____

事例 1

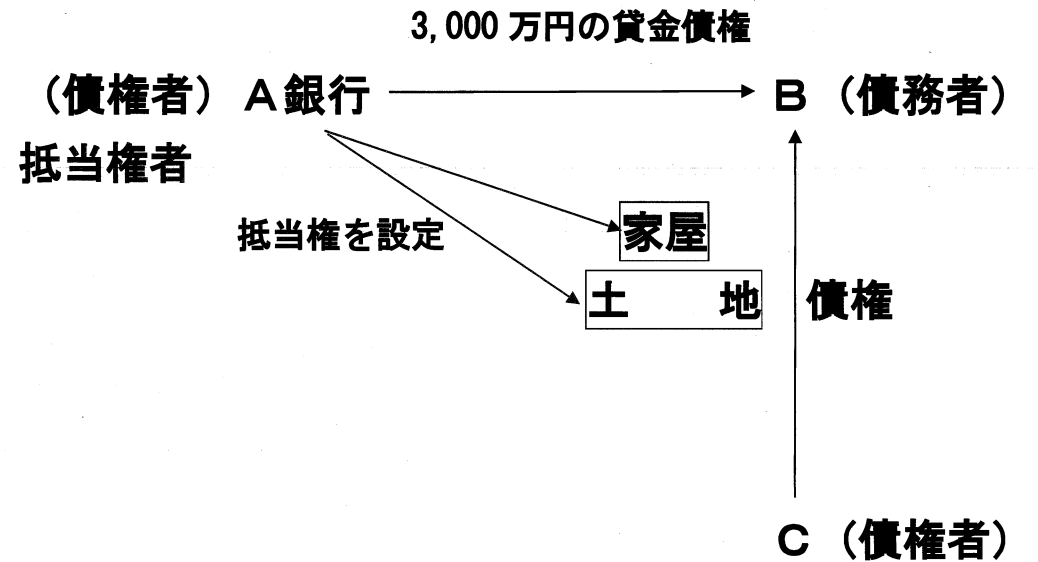
AはBに対して、100万円貸し付けた。



② _____

事例 2

A銀行はBに対して、3,000万円の住宅ローンを融資した。



Bが住宅ローンを3カ月連続で滞納（債務不履行）すると、A銀行は抵当権を実行する。

↓

Bの土地と家屋は競売される（競売物権という）。

↓

抵当権者Aは、優先的に競売代金から回収できる（抵当権の優先弁済的効力）。

2025年 入門法律の確認テスト

ふりがな

氏名 _____

設問1～20のうち、妥当と思われる記述には○を、妥当でないと思われる記述には×をつけ、間違っている記述の箇所にアンダーラインを引きなさい。

- 1 法も道徳も共に規範として強制力を承認している ()
- 2 憲法と法律には、上下関係があり、制定の仕方においても違いがある。 ()
- 3 参政権(例・選挙権)は、日本に在留する外国人にも等しく保障される。 ()
- 4 たとえ国会の両議院の全議員が賛成してできた法律であっても、その法律が憲法の規定に矛盾、抵触する場合には当該法律の効力は認められない。 ()
- 5 外国人は、日本国憲法の定める基本的人権の享有主体ではない。 ()
- 6 権力分立の趣旨(目的)は、効率的な国家運営を実現することにある。 ()
- 7 国民の自由や財産を侵害する活動には、法律の根拠がないとできないと解されている。 ()
- 8 行政上の強制執行は、税金の滞納など行政上の義務の不履行に対して、裁判所によって行われる。 ()
- 9 いわゆる契約自由の原則は、契約をするか否か、誰とどのような内容の契約をするか等について、公の秩序や善良の風俗等に反しない限り、当事者間で自由に定めることができるとする原則である。 ()
- 10 物権は債権に対して優先的効力を有しており、同一の物について物権と債権が競合する場合は、物権が債権に優先するのが原則である。 ()

／10

質問・感想・要望など、何か書きたいことがあれば、以下に記入して下さい。

2025年 入門法律の確認テスト (解答)

※問題文に引いてあるアンダーラインは、間違っている箇所をさす。

- 1 法も道徳も共に規範として強制力を承認している (×)
→法は国などの立法行為による強制規範であり強制力を有する。一方、道徳は内面的な意思や心情を規律するが強制力を持たない点で道徳と異なる。
- 2 憲法と法律には、上下関係があり、制定の仕方においても違いがある。 (○)
→憲法は最高規範である (憲法>条約>法律>命令>条例)。憲法は国民が制定するのに対し、法律は国会が制定するものである。
- 3 参政権(例・選挙権)は、日本に在留する外国人にも等しく保障される。 (×)
→外国人には、国民主権の見地から参政権は保障されない (他に入国・在留・再入国の自由、社会権)。
- 4 たとえ国会の両議院の全議員が賛成してできた法律であっても、その法律が憲法の規定に矛盾、抵触する場合には当該法律の効力は認められない。 (○)
→憲法は国の最高法規であり、憲法の規定に矛盾する法律、命令等はその効力を有しない。
- 5 外国人は、日本国憲法の定める基本的人権の享有主体ではない。 (×)
→基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。もっとも、入国・在留・再入国の自由や参政権、社会権は権利の性質上、日本国民のみに保障され、外国人には保障されない。
- 6 権力分立の趣旨(目的)は、効率的な国家運営を実現することにある。 (×)
→権力分立とは、強大な権力を有する者は権力を濫用し、国民の権利・自由を侵害するという認識の下に主張された自由主義制度である。権力の濫用を防止し、国民の権利・自由を確保するためには、国家権力を分割し、別の機関に与えるべきであると考える。
- 7 国民の自由や財産を侵害する活動には、法律の根拠がないとできないと解されている。 (○)
→国民の自由や財産を侵害する活動は、法律の根拠がないとできない(侵害留保説)と解するのが実務の見解である。∵国民の代表である国会が制定した法律によって、行政を統制することが狙いである。
- 8 行政上の強制執行は、税金の滞納など行政上の義務の不履行に対して、裁判所によって行われる。 (×)
→民事上の強制執行と異なり、行政上の強制執行は、裁判所の助力なく行うことができる (行政行為の自力執行力)。もっとも、行政上の強制執行を行なうためには、行政行為の根拠となる法律とは別に、強制執行の根拠となる法律が必要である。
- 9 いわゆる契約自由の原則は、契約をするか否か、誰とどのような内容の契約をするか等について、公の秩序や善良の風俗等に反しない限り、当事者間で自由に定めることができるとする原則である。 (○)
→契約自由の原則は、私的自治の原則(民法の大原則)の具体的な内容である。
- 10 物権は債権に対して優先的効力を有しており、同一の物について物権と債権が競合する場合は、物権が債権に優先するのが原則である。 (○)
→物権はすべての人に対して主張できる(物権の絶対的効力)が、債権は特定の人(債務者)に対して、特定の行為を請求できるだけである(債権の相対的効力)。よって、原則として物権が債権に優先する。

